

# 印鑑登録をする方へ

印鑑の登録は、直接個人の利害に結びつくため、市では特に慎重な取り扱いをしています。印鑑登録をする方は、次のことに注意して余裕を持って手続きをしてください。

**【登録できる方】**  
登録できるのは、市内に住所があり、住民基本台帳に記録されている方です。

ただし、15歳未満の方および成年被後見人の方は、登録できません。

## 【登録料】

登録を必要とする本人が、登録する印鑑と本人確認書類を持参し、申請するのが原則です。

ただし、本人が、病気やその他やむを得ない理由で、自ら申請できないときは、本人の自署、押印した「委任の旨を証する書面（委任状または代理人選任届）」（ひな形は市ホームページに掲載）と、本人の印鑑、本人・代理人の健康保険証等を持参して、代理人が申請することもできます。

印鑑によっては登録できないものもありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。また、お問い合わせください。

## 【登録申請の確認、印鑑登録証の交付】

登録の申請をすると、本人確認および本人の意思による登録であることを確認するため、本人あてに、郵送で文書照会します。その回答書、登録する印鑑、本人の健康保険

証等を本人が持参した場合、印鑑登録証（黄色いカード）を交付します。マイナンバーカードをお持ちの場合は、印鑑登録証を交付せずマイナンバーカードに機能を移行することができ、窓口で持参してください。

なお、代理で交付を受ける場合は、回答書、登録する印鑑、委任状（代理人選任届）と本人・代理人の健康保険証等が必要となります。

## 【登録手数料300円】

**【本人確認】**  
本人が自ら登録申請する場合、次のいずれかの方法で本人と確認できる場合は、即日印鑑登録をします。

▽マイナンバーカード、官公署発行の顔写真交付免許証、許可証、または証明書（運転免許証、パスポート等）を持参したとき  
▽すでに印鑑登録をしている本人以外の方が、印鑑登録申請書の保証欄に自署したうえ、登録印を押し、申請者を本人であると保証したとき（保証人が小金井市以外に住まいの場合は保証人の印鑑登録証明書一通が必要です）

## 【印鑑登録証明書の交付】

印鑑登録証（黄色いカード）をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。印鑑登録証の機能を載せたマイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で暗証番号の確認が必要ですので、本人がマイナ

ナンバーカードを持参してください。なお、印鑑登録証をお持ちにならないときや申請書の記載に誤りがあるときには、発行できません。

## 【保管にはご注意ください】

印鑑登録証は、登録印鑑と別々に保管するなど、財産と権利を守るためにも大切に取扱いしてください。紛失したときは、直ちに届け出をしてください。また、登録印鑑を紛失したときも、忘れずに届け出をしてください。

## 【コンビニ交付サービス】

コンビニ交付サービス対応店舗では、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を取得できます。すでに印鑑登録証をお持ちの方は、事前に、印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに移行する申請が必要です。

	マイナンバーカード	印鑑登録証（黄色いカード）
証明書交付場所	コンビニ交付サービス対応店舗、市民課	市民課
証明書手数料	コンビニ交付サービス対応店舗=200円、市役所窓口=300円	300円
証明書交付時の必要事項	マイナンバーカード、暗証番号の入力（市役所で取得する場合は申請書の記入も必要）	印鑑登録証、申請書の記入
証明書交付を受けられる方	本人のみ	本人または代理人

# みんなのひろば

## 男女平等社会をめざして

### ご利用ください 男女平等に関する「苦情」・「相談」窓口

市が実施している施策に男女差別が見られる場合の苦情や、市民生活を営むうえで差別的な扱いを受けた場合の人權侵害による相談について申し出ができます。

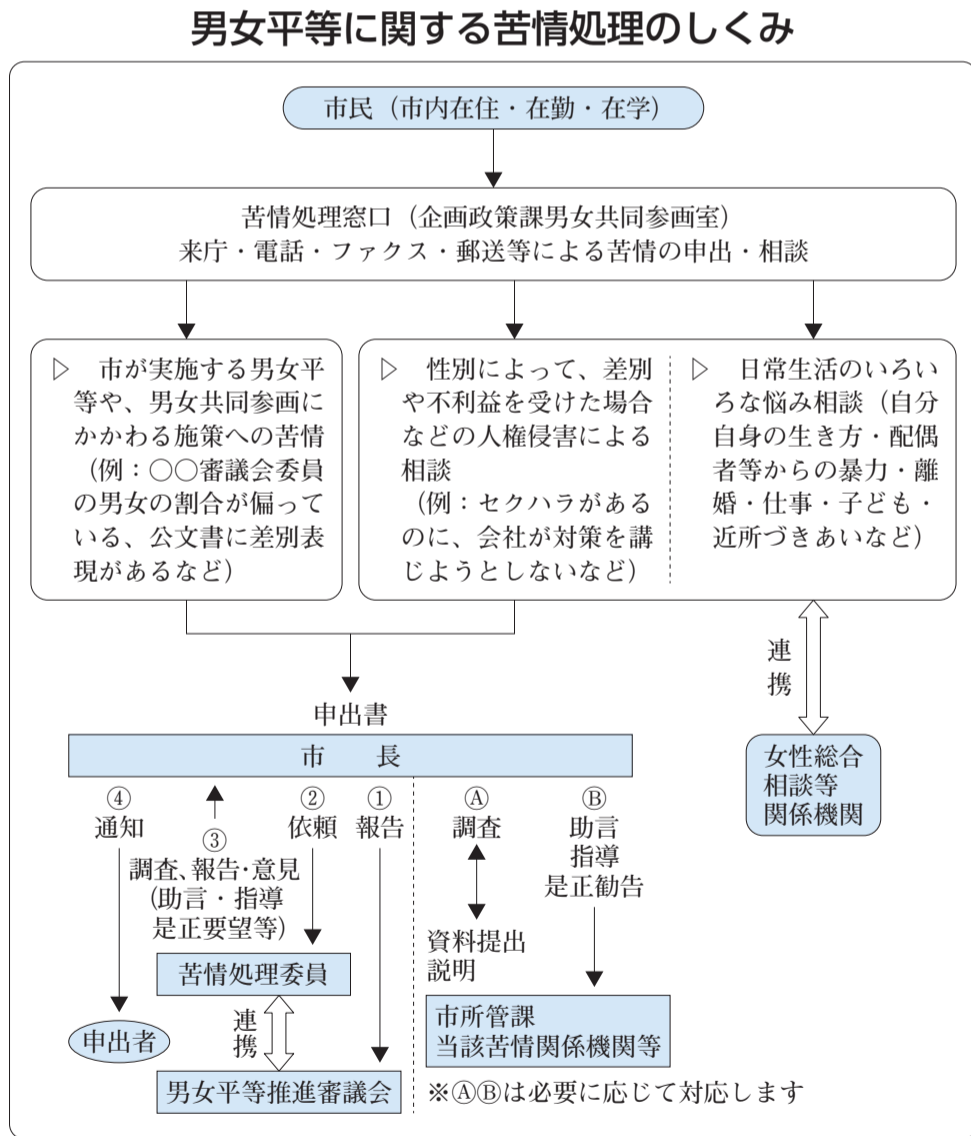
相談内容に応じて、必要がある場合は、市は当該機関等の調査をしたり、説明を求め、助言・指導、是正の要請を行います。

また、苦情を公平に適切かつ迅速に処理するため、専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うこともできます。（左図）

**■受付時間** 土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時

**■市内在住・在勤・在学の方** 苦情・相談申出書（企画政策課男女共同参画室、公民館各館、図書館本館にあるほか市ホームページからダウンロードできます）に必要な事項を明記し、郵送、ファクスまた

原則金曜日とそのほか月に



## 女性総合相談をご利用ください

は直接、企画政策課男女共同参画室へ

**■苦情処理委員** 永田晴夫さん（弁護士）、井爪利恵子さん（男女平等問題および広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者）

**■他** 秘密は厳守します。制度に該当するか不明な場合は、電話でお問い合わせください

1回、女性総合相談を実施しています（市報毎月15日号に翌月の開催日を掲載）。一人で悩まず、困ったときはお電話ください。

専門の女性カウンセラーが、あなたのお話をじっくりお聞きします。他の専門機関の紹介もしています。

プライベートは守られます。どのようなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

**■相談方法** 面談または電話相談

**■他** 保育あり（1歳以上の未就学児。1か月前までに要事前申込）

**■申** 電話で、企画政策課男女共同参画室へ

**■男性のための悩み相談**  
東京都では、夫婦関係、職場の人間関係など、男性が抱えるさまざまな悩み相談を行っています。

**■相談日時** 月曜・水曜日午後5時～8時（祝日・年末年始を除く）

**■相談窓口** 東京ウィメンズプラザ ☎ 03-3400-5313

◆共通◆  
企画政策課男女共同参画室 ☎ 042-383-1184  
市役所本庁舎2階 ☎ 042-387-9853 FAX 042-387-1122